



みどり 水土里ネット 児島湾 だより

第166号

平成26年12月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



「大曲機場」の建屋とその内部（10頁に詳細解説）

電話番号のお知らせ（直通）

| | |
|---------------------|--|
| 総務課 | (086)262-0175 下記以外の事務全般（賦課徴収含む） |
| 総務課会計係 | (086)262-3919 会計経理全般 |
| 維持管理課 | (086)262-0176 維持管理事業全般（県管理用排水機場関係） |
| 施設管理課 | (086)262-0310 基幹水利事業全般（藤田用排水機場関係） 藤田用水管理事業全般、県営事業全般 |
| 農村整備課 | (086)262-0177 土地改良事業全般（工事関係） |
| 児島湾土地改良区 堤防管理事務所 | (086)263-5244 (FAX) (086)267-3002 (086)267-3001 (FAX) 児島湖水位調整等（操作室） |

◇もくじ◇

| | |
|------------------|----|
| 臨時総代会挨拶及び提案趣旨説明 | 2 |
| 平成25年度一般会計決算状況…… | 4 |
| 臨時総代会の開催…… | 5 |
| 地区及び組合員の状況…… | 5 |
| 土地改良区の財産状況…… | 6 |
| 平成25年度操作作業決算状況…… | 7 |
| 平成25年度藤田用水決算状況…… | 7 |
| 平成25年度土地改良事業実績…… | 8 |
| 児島湖流域清掃大作戦…… | 9 |
| 児島湖ふれあい環境フェア…… | 10 |
| ゴミの投棄をなくしましょう…… | 11 |
| 転用等、地区除外に伴う決済金…… | 12 |

平成26年度第1回臨時総代会挨拶 並びに提案趣旨説明

平成26年10月10日

理事長 宮 武 博



平成26年度第1回臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、総代の皆様には、公私にわたり何かとご多忙の中早朝より多数ご出席をいただき、誠にありがとうございます

ございます。

また皆様には、平素より児島湾土地改良区の事業運営に、格段のご尽力とご協力を賜り、心より感謝いたしております。

今年の夏は、大雨により広島市の大規模土砂災害をはじめ各地に被害が発生しました。

また、西日本の記録的な日照不足などの異常気象は、農作物の生育にも大きく影響しております。近年、毎年のように繰り返される天候不順は、営農上の課題となっており、今後心配されるところでございます。

私たちが暮らしている児島湾干拓地は、岡山県南に位置し年間を通じて温暖な気候に恵まれた地域であり、干拓当時より全国に先駆けて機械化農業を導入するなど、岡山県下最大の穀倉地帯として発展してまいりました。その中で、当改良区が操作を受託しております締切堤防は、海拔ゼロメートル地帯であります児島湾干拓地を第二線堤防の海岸・河川堤防と一体で塩害・水害から守ってまいりました。またこの締切堤防によって出現した児島湖は、ダム湖を除いた人造湖としては世界第2位の広さを誇る湖であり、当地の農業用水源としてかつての深刻な用水不足を一気に解決しましたが、閉鎖的水利特性と地域の都市化、混住化により、想定されていなかった

水質悪化や投棄ゴミが新たな問題となっており、対応に苦慮しているところであります。

当初、締切堤防は道路ではなく農業水利事業として農林省単独で建設されましたが、他目的使用許可を受け有料道路として通行料金を徴収し、維持管理をしておりました。しかし、昭和34年の岡山市議会を始めとして、その後岡山県議会、さらには国会へと社会問題となって議論され、昭和49年10月に締切堤防の無料通行が実現し、県管理事業として締切堤防と現在、区域内にある21の関連揚水機場の一体管理を本土地改良区において操作作業受託し、操作維持管理を行ってまいりました。

児島湾土地改良区としましては、輝かしい歴史あるこの地域の農業発展のため農地農村の基盤整備、農業施設の適正管理に、今後とも役職員一丸となって取り組んでいかなければならないと考えております。



次に、本総代会に提出しております各議案は、すでにご案内申し上げておりますので、十分ご検討いただいていることと存じます。

本日審議いただきます議案は、委員会、理事会で慎重に審議し、監事会で監査していた

だいたいのものを、ここに提出しております。

総代各位には十分なる審議をいただきまして、承認と議決をいただきますようお願いいたします。



それでは、本日提案しております議案の趣旨説明をいたします。

まず、**議案第1号**は、平成25年度事業報告の承認についてであります。本件は、地区及び組合員の状況、土地改良事業、児島湾縮切堤防樋門開門操作等委託作業、藤田用水管理事業の実施状況及び事務の経過、定款の変更、規約・諸規程の改正等であります。

次に、**議案第2号**は、平成25年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認についてであります。

土地改良事業は、5億7千293万円の事業費となり、前年対比6%の減となっております。

一般経常費につきましては引き続き経費の節減を計り、執行してまいりました。

その結果、賦課金調整基金と退任慰労金退職手当積立金へ3千146万4千円を繰出し、一般経常費は実質で、1億4千859万円余の決算となっております。

議案第3号は、平成25年度特別会計児島湾縮切堤防樋門開門操作等委託作業収支決算並びに財産目録の承認についてであります。本件は岡山県との契約にもとづき、操作作業を実施した内容の決算であります。

次に、**議案第4号**は、平成26年度関係土地改良事業計画変更の議決についてであります。本件は、当初36地区、5億4千35万8千円の計画事業費としていたしましたが、関係機関と

も内容を検討し調整しました結果、地区数は37地区、事業費は400万円増の5億4千435万8千円に変更するものであります。

また、**議案第5号**は、(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決についてですが、本件は、前議案の土地改良事業の変更に伴い、借入金を変更するものであります。

議案第6号は、平成26年度一般会計・特別会計収支補正予算（案）の議決についてであります。議案第4号の土地改良事業の変更と前年度決算による繰越金の変更が、補正の主なものであります。



次に、**議案第7号**は、平成26年度児島湾縮切堤防樋門開門操作等委託作業計画変更の議決についてですが、本件は去る3月開催の通常総代会で委託作業計画を3億925万円で議決をいただいていたのですが、3億893万4千円で作業計画を変更するものであります。

次に、**議案第8号**は、平成26年度特別会計児島湾縮切堤防樋門開門操作等委託作業収支補正予算（案）の議決についてですが、本件は前議案の作業計画の変更と25年度決算により前年度繰越金が確定しましたので、補正するものであります。

議案の内容につきましては、議案審議の際、担当より詳細に説明をさせますので、ご意見をいただき承認並びに議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本日提出しております議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、本土地改良区に関する諸問題につきましては、役職員一同努力を重ねてまいり所存であります。



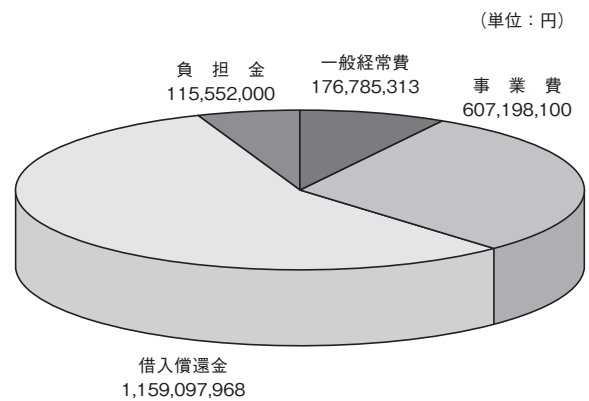
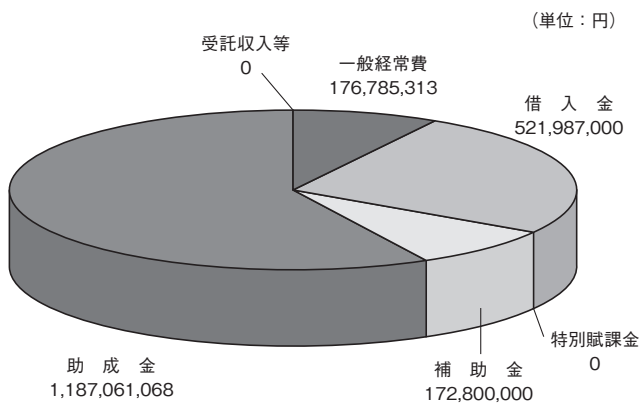
総代各位におかれましても、格段のご理解
とご鞭撻^{べんたつ}を賜りますようお願い申し上げまし
て、挨拶並びに提案趣旨説明とさせていただ
きます。

◇平成25年度一般会計決算について

【一般会計】

収入合計 2,058,633,381円

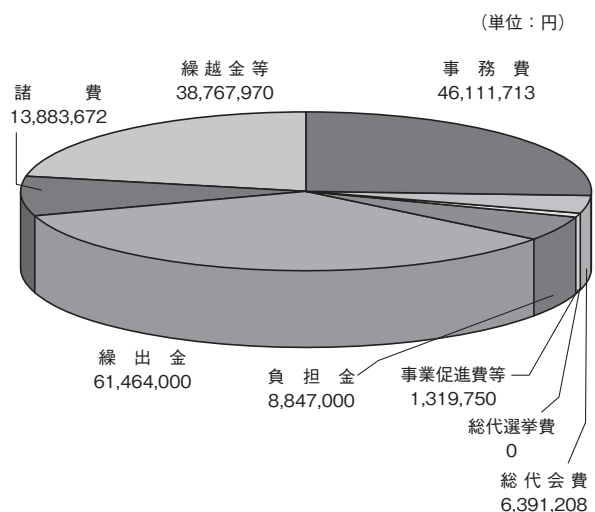
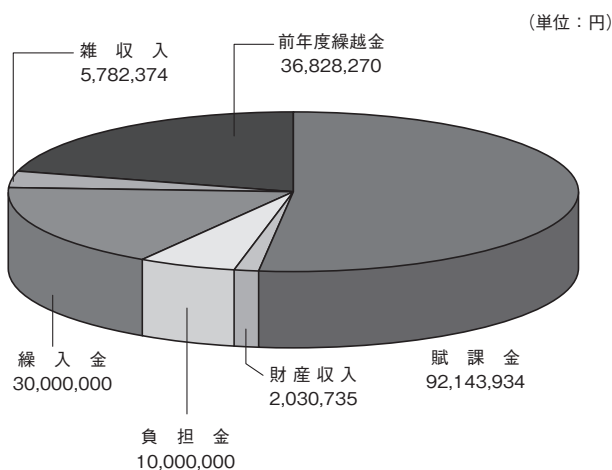
支出合計 2,058,633,381円



【一般経常費の内訳】

収入合計 176,785,313円

支出合計 176,785,313円



◇平成26年度第1回臨時総代会の開催について

平成26年度第1回臨時総代会が、平成26年10月10日（金）本土地改良区4階大会議室において、総代70名、役員14名出席のもとで開催されました。

当日の議長には「大塚公祐」総代が選任され、宮武理事長の挨拶並びに提案趣旨説明の後、議案審議に入り、8議案が賛成多数で原案のとおり承認・可決決定されました。

提出議案は次のとおりです。

I 議案

議案第1号 平成25年度事業報告の承認について

議案第2号 平成25年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について

議案第3号 平成25年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支決算並びに財産目録の承認について

議案第4号 平成26年度関係土地改良事業計画変更の議決について

議案第5号 (株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について

議案第6号 平成26年度一般会計・特別会計収支補正予算(案)の議決について

議案第7号 平成26年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について

議案第8号 平成26年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支補正予算(案)の議決について

◇地区及び組合員の状況（平成25年度末）

平成26年5月31日調整

| | 属 地 に よ る 区 分 | 25年度末地積 | 25年度末組合員数 |
|------|------------------------------|-------------|-----------|
| 第1区 | 岡山市南区（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝、福成） | 2,810,794㎡ | 356人 |
| 第2区 | 玉野市（東・南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木） | 3,421,857 | 399 |
| 第3区 | 岡山市南区（迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎） | 3,945,793 | 534 |
| 第4区 | 岡山市南区（西七区、北七区） | 7,108,185 | 366 |
| 第5区 | 倉敷市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）、岡山市南区（植松） | 1,243,371 | 319 |
| 第6区 | 岡山市南区（東畦、内尾） | 4,337,969 | 527 |
| 第7区 | 岡山市南区（中畦） | 3,647,203 | 312 |
| 第8区 | 岡山市南区（曾根、西畦） | 3,925,044 | 346 |
| 第9区 | 岡山市南区藤田（旧藤田村大曲、旧藤田村都） | 4,742,583 | 334 |
| 第10区 | 岡山市南区藤田（旧藤田村錦） | 2,284,430 | 228 |
| 第11区 | 岡山市南区藤田（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区） | 6,538,214 | 487 |
| | 計 | 44,005,443㎡ | 4,208人 |

◇平成25年度末現在における土地改良区の財産状況は、次のとおりです。
 (平成26年5月31日調整)

| 摘 要 | 金 額 |
|-------------------------|---------------|
| (資 産) | (円) |
| 流 動 資 産 | 108,804,508 |
| 現金及び預金 | 108,804,508 |
| 一般会計 | 38,762,305 |
| 開発行為等同意協力金特別会計 | 68,697,083 |
| 藤田用水管理事業特別会計 | 1,345,120 |
| 未 収 入 金 | 33,824 |
| 未収賦課金 | 33,824 |
| 特 定 資 産 | 720,498,202 |
| 賦課金軽減基金見返預金 | 200,000,000 |
| 備荒基金見返預金 | 173,135,546 |
| 賦課金調整基金見返預金 | 175,482,718 |
| 役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金見返預金 | 54,055,006 |
| 農地転用決済金見返預金 | 70,412,099 |
| 県営事業賦課金見返預金 | 122,705 |
| 国営事業補償工事見返預金 | 44,063,772 |
| 藤田用水整備積立金見返預金 | 3,226,356 |
| 固 定 資 産 | 107,051,686 |
| 土 地 | 12,365,000 |
| 建 物 | 83,738,513 |
| 備 品 | 10,647,973 |
| 出 資 金 | 300,200 |
| 資 産 合 計 | 936,388,220 |
| (負 債) | (円) |
| 長 期 負 債 | 8,125,424,113 |
| 借 入 金 | 8,125,424,113 |
| そ の 他 負 債 | 720,498,202 |
| 賦課金軽減基金 | 200,000,000 |
| 備荒基金 | 173,135,546 |
| 賦課金調整基金 | 175,482,718 |
| 役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金 | 54,055,006 |
| 農地転用決済金 | 70,412,099 |
| 県営事業賦課金 | 122,705 |
| 国営事業補償工事 | 44,063,772 |
| 藤田用水整備積立金 | 3,226,356 |
| 負 債 合 計 | 8,845,922,315 |

◇平成25年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支決算

[収入] (単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------|-------------|
| 前年度繰越金 | 3,009,794 |
| 作業受託収入 | 256,987,000 |
| 雑収入等 | 299,997 |
| 計 | 260,296,791 |

収入支出差引残額 金2,764,411円は
平成26年度に繰り越す。

[支出]

(単位：円)

| 科 目 | 防潮水門 | 関連機場 | 児島湖管理 | その他 | 計 |
|-------|-------------|-------------|------------|-----------|-------------|
| 点検整備費 | 2,546,045 | 5,442,087 | | | 7,988,132 |
| 施設管理費 | 95,124,050 | 24,429,987 | | | 119,554,037 |
| 施設費 | 3,557,953 | 7,022,956 | 10,470,780 | | 21,051,689 |
| 調査費 | 40,950 | | | | 40,950 |
| 諸油脂費 | 91,490 | 805,436 | | | 896,926 |
| 整備補修費 | 30,450 | 39,917,325 | | | 39,947,775 |
| 電力費 | 5,107,264 | 57,026,479 | | 838,488 | 62,972,231 |
| 消費税 | | | | 4,535,260 | 4,535,260 |
| 諸費 | | | | 545,380 | 545,380 |
| 計 | 106,498,202 | 134,644,270 | 10,470,780 | 5,919,128 | 257,532,380 |

◇平成25年度藤田用水管理事業特別会計収支決算

[収入] (単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------|------------|
| 前年度繰越金 | 1,361,056 |
| 作業受託収入 | 46,515,000 |
| 管理賦課金 | 3,595,780 |
| 繰入金 | 2,200,000 |
| 雑収入等 | 24,014,308 |
| 合計 | 77,686,144 |

[支出]

(単位：円)

| 科 目 | 基幹水利施設 | 藤田用水 | その他 |
|-------|------------|-----------|------------|
| 点検整備費 | 11,546,850 | 0 | |
| 施設管理費 | 13,521,880 | 2,160,000 | |
| 施設費 | 1,112,092 | 137,409 | |
| 調査費 | 133,875 | | |
| 諸油脂費 | 118,660 | 93,982 | |
| 整備補修費 | 5,861,520 | 2,357,500 | |
| 電力費 | 12,990,691 | 513,765 | |
| 諸費 | 793,800 | 393,139 | 24,030,244 |
| 整備積立金 | | 139,985 | |
| 消費税 | 435,632 | 0 | |
| 小計 | 46,515,000 | 5,795,780 | 24,030,244 |
| 合計 | | | 76,341,024 |

収入支出差引残額 金1,345,120円は
平成26年度に繰り越す。

◇平成25年度土地改良事業実績について

平成25年度土地改良事業は、農業基盤整備促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、小規模、非補助の各種土地改良事業を合計39地区で事業費572,930千円を実施しました。

◎農業基盤整備促進事業

(1)農業用排水施設 5地区 183,000千円

| | |
|-----|---------------------------------|
| 地区名 | 北七区10条、北七区12条、西七区4条、北七区4番、岡町1番川 |
|-----|---------------------------------|

◎農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

(1)農業用排水施設 3地区 132,000千円

| | |
|-----|----------------------|
| 地区名 | 西七区3条1、西七区3条2、西七区5条1 |
|-----|----------------------|

◎小規模土地改良事業

(1)かんがい排水 2地区 29,600千円

| | |
|-----|---------------|
| 地区名 | 森崎沖6番川、沖町10番川 |
|-----|---------------|

◎非補助土地改良事業

(1)かんがい排水 28地区 226,130千円

| | |
|-----|---|
| 地区名 | 東畦21-3、東畦東8樋門、内尾1番東1号樋門、内尾93、西畦沿、錦沖4北2、錦沖4南、錦東36樋門、錦東41-1樋門、錦六区汐廻4、錦六区横7番川樋門、都六区横1北2、都六区横1南2、桜川丘2高低樋門、鞆津川2、宮島上、西七区3条3番樋門、西七区支線25号、西七区支線45号、北七区支線24号、北七区支線54号、北七区支線60号、北七区支線80号、北七区3番、沖町11番川、奉還広川樋門、宗津西町5番川、森崎丘4番川 |
|-----|---|

(2)維持管理 1地区 2,200千円

| | |
|-----|--------|
| 地区名 | 都六区水管理 |
|-----|--------|

児島湖流域清掃大作戦



開会挨拶を行う宮武理事長

岡山県では、毎年9月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となって、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。

その行事の一環として、毎年9月の第1日曜日に児島湖をはじめ流入河川等に於いて、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国縣市町職員が参加し、特に児島湖流域に居住する県

民の意識高揚を図るために「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

今年も9月7日（日）に、児島湖流域4市1町の10会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「第28回児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。本土地改良区からも宮武理事長をはじめ大勢の役職員が参加し、当日は早朝からの厳しい残暑のなか清掃活動に励み、心地よい汗を流しました。



清掃活動を行う参加者

昨年は天候不順により中止となったため、今年は比較的古ミが多く、主催者によりますと全会場で総勢約5,380人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約38トンの古ミが集められました。

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかに改善されてきています。



締切堤防会場での清掃活動

岡山県ではさらなる水質の改善に向けて「第6期湖沼水質保全計画（2011年度～2015年度）」を策定し、今後も引き続き児島湖の水質浄化に取り組んでいけます。

児島湾土地改良区としましても、関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。

児島湖ふれあい環境フェアへ参加

児島湖流域の環境保全について県民の意識と関心を深めるため、岡山県では「児島湖ふれあい環境フェア」を開催しています。

児島湖が昭和60年に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定され、岡山県では5年ごとに湖沼水質保全計画を定め水質の改善に取り組んでいます。

その中で昭和62年から小中学生による児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールを行っており、優秀作品を表彰してきました。

今年も9月13日（土）に玉野市東七区の児島湖流域下水道浄化センターにて第23回「地域と下水道のふれあいデー」が開催されるとともに、同会場にて平成26年度児島湖ふれあい環境フェアも開催されました。昨年までは、同フェア内でポスターコンクール入賞者の表彰式が行われてきましたが、今回から入賞者の表彰式は受賞者の各学校で行うこととなり、入賞作品や啓発パネル



入賞作品の展示

等の展示のみとなりました。

児島湾土地改良区では児島湖流域環境保全対策推進協議会の会員として、毎年同フェアに職員が参加しており、今年も残暑厳しい中環境保全啓発キャンペーンとして、各ご家庭で使用していただく廃油処理剤を配布しました。

今後も児島湖の水質が改善されるよう、児島湖に係わるイベントに積極的に参加し、水質改善活動に取り組んでまいります。



環境保全啓発資材の配布・啓発活動

表紙の解説

名称：大曲機場、所在地：岡山市南区藤田大曲、事業名：湛水防除事業、
設置年：昭和55年、使用目的：排水、受益面積：85.6ha、
ポンプ形式：横軸軸流、ポンプ口径：700mm、台数：2台、
排水量：0.875m³/S × 2

※ゴミの投棄を なくしましょう。

=きれいな川・美しい児島湖にしよう=

家庭からの廃棄物や飲料等のペットボトルや空缶、また肥料等のポリ袋、刈取られた雑草等が無造作に捨てられ、これらの全てが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まってゴミの山となっています。それは本当に目を覆うばかりです。これ以外に児島湖に直接流れ込む浮遊ゴミもあります。

そのためこれらのゴミ処理に児島湾土地改良区は、毎年多大な処理費を費やし、ゴミの量は年々増加しています。

現状を改善するには、河川や水路をいつくしみ、水をきれいにすると
いう住民一人一人の自覚と意識を広めていただき、このことを一人一人
が実行していくことが最善の策と思われます。そして「不法投棄撲滅」
運動を組合員の皆様とより一層展開し、きれいな川と美しい児島湖を取り
戻し、親しみのもてる水辺環境に組合員の皆様と共にして行こうでは
ありませんか。

児島湾土地改良区からのお願いです。

組合費は口座振替をご利用下さい

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関はJ A岡山、中国銀行、トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡下さい。

転用等、地区除外に伴う決済金について

◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが必要です。

平成26年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。 (平成26年度)

| 区 域 | 決済金 | 調査費 | 手数料 | 区 域 | 決済金 | 区 域 | 決済金 |
|-----|-----------------------|---------------------|------------------------|-----------------|------------------------|------------------|------------------------|
| 全 域 | 1㎡当たり 6.49円 | 1㎡当たり 10円 | 1筆当たり 1,500円 | 都六区 (パイプライン) | 1㎡当たり 26.29円 | 都・大曲 (パイプライン) | 1㎡当たり 36.34円 |

なお、都六区、都・大曲地区は、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が必要です。また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

◎組合員の資格取得・喪失の届け出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者からの通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合（農地の売買、経営移譲、贈与等）、両者による通知
3. 住所を変更した場合

◎公共事業の転用決済金について

公共事業（道路、河川、学校用地、公園等）用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外(農地転用)手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずにいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

(TEL086-262-0175)